

令和7年12月議会

都市ブランド教育委員会資料

＜議 案＞

- ① 【議案第158号】
北九州市立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置
に関する条例等の一部改正について ··· P 1~2
- ② 【議案第159号】
北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する
条例の一部改正について ··· P 3~4
- ③ 【議案第160号】
北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の旅費に関する
条例の一部改正について ··· P 5
- ④ 【議案第161号】
北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休
日、休暇等に関する条例等の一部改正について ··· P 6
- ⑤ 【議案第184号】
指定管理者の指定について（北九州市立思永中学校温水プール）
··· P 7~8
- ⑥ 【議案第185号】
令和7年度12月北九州市一般会計補正予算（教育委員会所管分）につ
いて ··· P 9~11

教 育 委 員 会

①【議案第158号】

北九州市立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例等の一部改正について

1 議案提出理由

学校教育の質の向上に向けて、教師に優れた人材を確保する必要があることに鑑み、学校における働き方改革の更なる加速化、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教師の処遇改善を一体的・総合的に進めるため、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（いわゆる「給特法」）等の一部を改正する法律が施行されることを受け、本市においても改正法の趣旨及び内容に基づき、北九州市立学校の教育職員に遅滞なく適用させるため、以下のとおり関係規程を改正するもの。

2 改正内容

（1）北九州市立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例

ア 教職調整額の支給割合増等

教職調整額の支給割合を4%から10%に改正する。

また、指導改善研修被認定者を教職調整額の支給対象外とし、時間外勤務手当等の支給対象とする。

（2）北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例

ア 小学校、中学校及び特別支援学校管理職の処遇改善

教職調整額の増率にあわせて管理職の処遇を改善する。教育職給料表（3）と教育職給料表（4）3級の加算を増額するとともに、4級に加算を新設する。

イ 小学校、中学校及び特別支援学校教職員の義務教育等教員特別手当上限額引き上げ

新たに学級担任へ手当を加算するために、校務類型に係る業務の困難性その他事情を考慮して人事委員会規則で手当額を定めることとし、手当の上限額を引き上げる。

ウ 小学校及び中学校教職員の多学年学級担当手当（特殊勤務手当）の廃止

新たに学級担任へ義務教育等教員特別手当を加算することに応じて、多学年学級担当手当を廃止する。

エ 小学校、中学校及び特別支援学校教職員の教員特殊業務手当（特殊勤務手当）の増額

児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う緊急業務及び児童又は生徒に対する緊急の補導業務に従事した際に支給される手当を増額する。

オ 時間外勤務手当等の支給対象外としている教育職員から指導改善研修認定者を除く

教職調整額の支給対象外となる指導改善研修被認定者を時間外勤務手当等の支給対象とするため、支給対象外としている教育職員から指導改善研修被認定者を除く。

(3) 北九州市職員の給与に関する条例

ア 市立高等学校管理職の処遇改善

教育職給料表(1)3級の加算を増額するとともに、4級に加算を新設する。

イ 市立高等学校教職員の義務教育等教員特別手当上限額引上げ

新たに学級担任へ手当を加算するために、校務類型に係る業務の困難性その他事情を考慮して人事委員会規則で手当額を定めることとし、手当の上限額を引き上げる。

(4) 北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例

ア 市立高等学校教職員の教員特殊業務手当(特殊勤務手当)の増額

児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う緊急業務及び児童又は生徒に対する緊急の補導業務に従事した際に支給される手当を増額する。

(5) 北九州市職員の高齢者部分休業に関する条例

ア 高齢者部分休業取得に対して減額する勤務1時間あたりの給与額の算定から義務教育等教員特別手当の担任加算を除く

高齢者部分休業取得した場合の給与減額に係る勤務1時間あたりの給与額に算定から新設する義務教育等教員特別手当の学級担任への加算を除く。

3 施行期日

令和8年1月1日

2 (1) アの教職調整額は、令和8年1月1日から毎年1月1日に1%増率する経過措置あり。

2 (2) ア及び(3)アの加算額は、令和8年1月1日から毎年1月1日に増額する経過措置あり。

②【議案第159号】

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

1 議案提案理由

本市人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告、国及び他の地方公共団体の職員の給与等を考慮して給料表の改定等を行うことから、これらに係る関係規定を改めるもの。

2 改正内容

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例

ア 給料表の改定

教職員の給与を平均3.03%引き上げるため、給料表を改定する。

イ 宿日直手当の改定

宿日直業務を行う教職員に対して支給する宿日直手当の限度額を改定する。

ウ 通勤手当の改正

(ア) 自動車等通勤者に係る手当額の規定に係る改正

使用距離が「片道10km以上15km未満」から「片道60km以上」までの区分に係る手当額を200円～7,100円引き上げる改正を実施する。

(イ) 自動車等通勤者に係る手当額の規定に係る改正

自動車等通勤者に係る手当額を人事委員会規則で規定するように改正する。

(ウ) 本市以外の勤務公署への派遣教職員に係る特急料金等の支給に係る規定の新設

本市以外の勤務公署へ派遣される教職員に対して新幹線利用に係る料金及び特急料金を支給する規定を新設する。

(エ) 駐車場利用に係る手当の新設

自動車通勤者（交通機関等との併用者を含む）のうち、駐車場を契約している者に対して月額5,000円の範囲内で当該駐車場利用に係る料金に相当する額を支給する規定を新設する。

(オ) 支給限度額の引上げ

月額5万5,000円を上限としている支給限度額を月額15万円に引き上げた上で、交通機関等の運賃相当額、自動車等通勤者に係る手当額、特急料金等相当額及び駐車場料金等相当額の合計額を支給限度額の範囲内で支給することとする規定を新設する

エ 勤勉手当の改正

・勤勉手当の額の算定方法の改正

成績率の拡大に伴い、勤勉手当の額の算定方法を国の取扱いに準じ改正する。

・勤勉手当基礎額の算定方法の改正

成績率の拡大に伴い、勤勉手当基礎額の算定において、管理職は令和8年夏季から、その他は令和8年冬季から扶養手当を除外する。

オ 地域手当の改正

地域手当の支給割合に係る経過措置（当分の間3%）を令和8年3月31日をもって終了する。

3 施行期日

ア、イ、ウ（ア）は規則で定める日（令和7年4月1日適用）

ウ（イ）～（オ）、エは令和8年4月1日

オは公布の日

③【議案第160号】

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

1 議案提出

教職員の旅費制度については、北九州市旅費条例の大部分を準用し、教職員の実情に合わせ一部独自の規定を設けていたが、国家公務員の旅費制度の改正を受け北九州市旅費条例が大幅に改正されるため、北九州市旅費条例を準用することを基本とし、関係規定を改めるもの。

2 改正内容

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の旅費に関する条例

ア 自家用車による旅行の旅費

北九州市旅費条例と同様の内容となるため規定を削除するもの

イ 勤務地内出張の旅費

北九州市旅費条例と同様の内容となるため規定を削除するもの

3 施行期日

令和8年4月1日

④【議案第161号】

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

1 議案提出

教職員については、1週間について38時間45分の範囲内で校長が勤務時間を割り振ることとなっているが、原則として月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間をあらかじめ割り振るものとしている。公務能率の向上を図る上で、日々の勤務時間をより柔軟に設定できるようにするため、勤務時間を割り振らない日を新たに設けるもの。

2 改正内容

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

- (1) 勤務時間を割り振らない日を新設する
- (2) 勤務時間を割り振らない日に時間外勤務を命ずることができるようとする
- (3) 勤務時間を割り振らない日に時間外勤務を命ずる必要がある場合に勤務時間を割り振らない日を振替えることができるようとする

3 施行期日

令和9年4月1日

⑤【議案第184号】

指定管理者の指定について（北九州市立思永中学校温水プール）

1 指定管理者候補

(1) 対象施設

北九州市立思永中学校温水プール

(2) 候補

スピナ・シンコースポーツ共同事業体

構成団体：株式会社スピナ、シンコースポーツ九州 株式会社

(3) 応募状況

説明会参加：8団体、応募件数：3団体

2 指定期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）

3 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者や専門家等による指定管理者検討会を開催し、応募者から提出された事業計画書等について検討した。市は、検討会の検討結果を参考に指定管理者候補を決定した。

4 検討会

(1) 検討会構成員（5名）※五十音順

[有識者] 植田 詩生（株式会社福岡リビング リビング北九州編集長）

[保護者代表] 藤井 身依（北九州市PTA協議会 副会長）

[財務専門家] 増田 幸一（中小企業診断士）

[学識経験者] 南 博（北九州市立大学 地域戦略研究所 教授）

[学識経験者] 森 誠護（九州共立大学 スポーツ学部 教授）

(2) 開催日

令和7年9月30日（火）

(3) 検討結果（◎の団体を選定）

配点	スピナ・シンコースポーツ共同事業体	九州医療スポーツACE共同事業体	西日本スイミングクラブ有限会社
110	◎89	79	77

（4）検討会における検討結果

三つの団体からそれぞれ特色のある、非常に意欲的な提案がなされた。三団体とも優れた点がある中で、スピナ・シンコースポーツ共同事業体は総合的に評価が高く、安定感があった。合計得点では、スピナ・シンコースポーツ共同事業体が最も高い点となっている。各構成員の5段階評価を単純合計（項目ごとの配点比率を考慮しない場合）すると、スピナ・シンコースポーツ共同事業体を最も高く評価した構成員は3名であり、人数で見ても多い。

本検討会として、総合点が最も高いスピナ・シンコースポーツ共同事業体を思永中学校温水プール指定管理者候補に相応しいと判断する。

市は、検討会における議論を参考に、最終決定を行われたい。

なお、付帯意見として、「教育施設としての本義を鑑み、提案の目的を達成するような事業運営を行っていただきたい。」を付す。

5 選定結果

市は、検討会の検討結果を参考に、以下のとおり、指定管理者候補を選定した。

スピナ・シンコースポーツ共同事業体

【市による主な選定理由】

- ・代表団体、構成団体ともに公共施設の指定管理者としての実績があるとともに、組織としての総合力、信頼性が評価できる。
- ・安定した財政基盤や、施設の特性を踏まえた人員確保により、思永中学校温水プールの安定的な管理運営が可能と考えられる。
- ・施設の設置目的の達成にあたっては、施設の役割遂行、公平・平等な施設運営、安全・安心な施設管理など8つの基本方針を定め、その方針に基づく具体的なアクションプランが提案されており、実効性のある確実な管理運営が期待できる。
- ・券売機の導入や複数の業務を担える人材育成など業務の効率化が期待できるとともに、再委託を最小限に抑えるなど、コスト削減とサービス品質の維持を図る提案がなされている。
- ・手堅く確実な提案に加え、企業の安定性と総合力で、着実な管理運営が期待できると考える。

⑥【議案第 185 号】

令和7年度12月北九州市一般会計補正予算（教育委員会所管分）について

1 教育関係職員給与費

補正予算額 1, 048, 583千円

教職員の若返り等により執行見込みが減少する一方で、本市人事委員会勧告に基づく給与改定（3. 03%）や、期末・勤勉手当の支給割合変更（+0. 05月）に加えて、教職員の処遇改善（教職調整額4%→5%等）を行うことで給与費が増額となるため、教育関係職員給与費全体としては増額補正を行うもの。

（補正額の内訳）

○教職員の若返り等による執行見込みの減	▲749, 547千円
○給料表改定による増	1, 543, 982千円
○期末・勤勉手当の支給割合変更に伴う増	184, 908千円
○教職員処遇改善による増	69, 240千円
	計 1, 048, 583千円

2 幼児教育センター運営事業

補正予算額 684千円

本市人事委員会勧告に基づく会計年度任用職員の報酬改定に伴い、不足する予算の増額補正を行うもの。

3 特別支援教育相談支援事業

補正予算額 2, 433千円

本市人事委員会勧告に基づく会計年度任用職員の報酬改定に伴い、不足する予算の増額補正を行うもの。

4 学校内通信ネットワーク等移設事業

補正予算額 29, 800千円

GIGAスクール構想に基づき学校に整備している「無線アクセスポイント」と「端末用充電保管庫」を新年度からの学級編成に合わせて移設するもの。

（実施内容）

○小学校移設（学校間11教室、学校内81教室）	21, 100千円
○中学校移設（学校間15教室、学校内18教室）	8, 700千円

(補正額の内訳)

無線アクセスポイントの移設、LAN配線、1人1台端末用の充電保管庫の移設に係る費用 29,800千円

5 学校の読書活動推進事業

補正予算額 16,092千円

本市人事委員会勧告に基づく会計年度任用職員の報酬改定に伴い、不足する予算の増額補正を行うもの。

(補正額の内訳)

○中学校	15,942千円
○特別支援学校	150千円
計	16,092千円

6 少年サポートチーム推進事業

補正予算額 754千円

本市人事委員会勧告に基づく会計年度任用職員の報酬改定に伴い、不足する予算の増額補正を行うもの。

7 スクールバス運行委託事業

補正予算額 10,200千円
(債務負担 77,200千円)

公示運賃改定に伴うスクールバス（タクシー）の運行委託費の増加に要する経費。

(補正額の内訳)

○学校規模適正化に係るスクールバス（タクシー）運行委託（すがお小他2校）
補正予算額 0千円

(債務負担 10,600千円、8年度)

○特別支援学校スクールバス運行委託（八幡西特支）

補正予算額 1,400千円

(債務負担 6,800千円、8年度～9年度)

○特別支援学校スクールバス運行委託（八幡特支）

補正予算額 1,300千円

(債務負担 8,500千円、8年度)

○特別支援学校スクールバス運行委託（門司総合他4校）

補正予算額 7,500千円

（債務負担 51,300千円、8年度～10年度）

8 医療的ケア児支援事業

補正予算額 1,115千円

本市人事委員会勧告に基づく会計年度任用職員の報酬改定に伴い、不足する予算の増額補正を行うもの。

9 特別支援教育推進事業

補正予算額 89千円

本市人事委員会勧告に基づく会計年度任用職員の報酬改定に伴い、不足する予算の増額補正を行うもの。

10 繰越明許費

事業名	繰越額	繰越理由
法面改修事業（中学校）	260,000千円	適正な工期を確保できないため